

# 令和5年4月 定例教育委員会

令和5年4月27日（木） 14:00～16:30

粕屋町役場3階 A委員会室

進行：青木教育長職務代理

- 出席委員 西村 久朝 教育長  
青木 政広 委員（職務代理）  
舎川 真理 委員  
長 順子 委員  
青木 知香 委員
- 傍聴人 なし
- 事務局 塚 哲弘 教育委員会事務局次長兼学校教育課長  
臼井賢太郎 社会教育課長  
井手 正治 給食センター所長  
渡辺 剛 子ども未来課長  
有得 辰俊 指導主事

## 1. 教育長挨拶

- ・入学式について
- ・その他

## 2. 教育長からの報告

<地区教育長会 令和5年4月20日（木） リモート>

- (1) 令和5年度福岡教育事務所の重点について 【資料1】
- (2) 教育事務所各課年間行事 【資料2】
- (3) 教育事務所各課業務内容 【資料3】
- (4) 各課からの説明
  - ①令和5年度教科用図書採択に係る業務の流れ 【資料5】
  - ②令和5／6／7年度福岡地区学力向上プラン及び  
令和④／5年度学力向上検証改善ロードマップ 【資料6】
  - ③令和5年度管内研究指定・委嘱発表校一覧 【資料7】
  - ④福岡県道德教育地域指導者研修修了者及び  
特別支援教育アドバイザーの活用 【資料8】
  - ⑤若年教員研修（2・3年目）代表授業者について 【資料9】
  - ⑥令和5年度社会教育主事講習の実施予定について 【資料10】
  - ⑦差別事象が発生した際の情報共有のお願い 【資料11】

### 3. 粕屋町教育委員会事務局より

(1) 当面の提出物

- ① 管理職調書の作成について
- ② 学校経営カルテの作成について
- ③ 職員調書の作成について

(2) 学校訪問、研究発表会実施予定

○研究指定

①令和2年度指定で、コロナの関係で令和5年度発表

・粕屋西小学校、粕屋中学校

②今年度は、指定なし

③福岡県「鍛ほめ」プロジェクトに粕屋東中学校が指定 2年目

○性暴力対策アドバイザー派遣事業

・令和4年度 仲原小学校、粕屋中央小学校、粕屋東中学校

・令和5年度 粕屋西小学校、大川小学校

・令和6年度 粕屋中学校

○粕屋町教育委員会訪問

・大川小学校、仲原小学校、粕屋中央小学校、粕屋西小学校、粕屋中学校、粕屋東中学校

### 4. 審議・協議

(1) 「令和4年度 粕屋町教育委員会の権限に属する事務の管理

及び執行の状況の点検及び評価について」

・第3者評価講評を福岡教育大学 副学長 清水 紀宏 氏 (学校教育課)

(2) 粕屋町教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部改正 (学校教育課)

(3) 粕屋町教育委員会が管理する特定個人情報の保護に関する規則の廃止 (学校教育課)

(4) 粕屋町学校教育・社会教育施設における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部改正 (学校教育課)

(5) 「粕屋町人権教育審議会の委員の委嘱同意」について (社会教育課)

(6) 「社会人権教育啓発推進計画」について (社会教育課)

(7) 「社会教育計画書」について (社会教育課)

(8) 専決処分の報告

・社会教育委員の委嘱について (社会教育課)

・図書館協議会委員の委嘱について (社会教育課)

(青木政広職務代理)

審議事項に入ります。本日は8点あります。随時所管から説明をお願いします。

まず、令和4年度粕屋町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、お願いします。

(西村教育長)

第三者評価ということで福岡教育大の清水先生からコメントをいただきました。それが1ページ目、そのあと6ページまでが、その根拠となった4年度のまとめ資料です。

例年どおり皆さんに紹介のうえホームページに上げていますので、本日見ていただくものです。まずは資料をご一読ください。

◀ 資料の確認 ▶

このようにまとめていただきました。よろしいでしょうか。

(青木政広職務代理)

では、これがホームページに上がるということで、内容の確認をしていただきました。よろしいでしょうか。

(教育委員)

承認をお願いします。

(青木政広職務代理)

承認いたします。続いて学校教育課。

(堺教育委員会事務局次長兼学校教育課長)

7ページをお願いします。

教育委員会規則の一部改正と廃止、教育委員会要綱の一部改正の法令案件3件について、本日承認いただいた場合に告示する、予定の様式を載せております。

この3案件につきましては、改正理由が同じものになりますので、一括して説明させていただいてよろしいでしょうか。

(青木政広職務代理)

了承しました。

(堺教育委員会事務局次長兼学校教育課長)

8ページをお願い致します。法令案件1つ目です。

「粕屋町教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する教育委員会規則」についてです。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第51条による改正個人情報保護法

の施行に伴い、関係する規則の改正を行うものです。

これまで、個人情報の収集や利用の制限、開示請求等に関しては、地方自治体が各々の条例で定めて運用していましたが、情報の活用や保護の観点で不均衡や不整合といった弊害が見られていたことから、令和3年の個人情報保護法改正により、一元的に法律で規定されることとなり、この改正内容が、令和5年4月1日に施行されました。

この法改正に合わせ、各自治体が定めていた現行の「個人情報保護条例」は廃止され、開示請求に係る手数料や開示決定に要する期間等、法律で認められた項目のみを「法律施行条例」で規定するよう、改められております。

これに合わせまして、当該規則につきましても、本則中の参照先を、廃止された「個人情報保護条例」及び「同条例施行規則」から、新しい「法律施行条例」及び「新規制定された関連規則」へ改めるため、審議をお願いしているものです。

8ページに改正文、9ページに新旧対照表、10ページに改正後の全文を掲載していますので、ご確認ください。

11ページをお願いします。法令案件2つ目です。

「粕屋町教育委員会が管理する 特定個人情報の 保護に関する規則を 廃止する教育委員会規則」についてです。

先ほどの規則改正と同じく、令和3年改正法の施行に伴い、特定個人情報につきましても、地方自治体等においては、法及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により読み替えられて適用される法が、直接適用されることとなります。そのため、不要となる「粕屋町特定個人情報保護条例」を廃止したのに伴い、当該規則についても、合わせて廃止するため、審議をお願いしているものです。

11ページに廃止文、12ページに廃止前の全文を掲載していますので、ご確認ください。

13ページをお願い致します。法令案件3つ目です。

「粕屋町学校教育・社会教育施設における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する教育委員会要綱」についてです。この改正についても、1件目の案件と同じく、法改正に伴い、要綱中の参照先を改めるものでございます。

13ページに改正分、14ページに新旧対照表、15ページ以降に改正後全文を掲載していますが、一部ページが飛んでおりましたので、先ほど別途配付しました改正後全文でご確認ください。

以上、改正2件と廃止1件でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

(青木政広職務代理)

3案件あわせての説明でした。ご質問、ご意見ありますか。承認でよろしいですか。

(教育委員)

承認をお願いします。

(青木政広職務代理)

承認いたします。続いて、社会教育課、説明をお願いします。

(臼井社会教育課長)

「粕屋町人権教育審議会の委員の委嘱同意」についてです。18 ページと 19 ページをお願いいたします。

粕屋町人権教育審議会委員につきまして任期満了に伴い、19 ページに記載のとおり、新任者 5 名、再任者 8 名で各団体から推薦が行われましたので、委嘱同意について委員会にお諮りするものでございます。任期につきましては、人権教育審議会規則第 5 条により、記載しております令和 5 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの 2 年間となります。

委嘱同意につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。

(青木政広職務代理)

ご質問、ご意見ありますか。承認でよろしいですか。

(教育委員)

承認をお願いします。

(青木政広職務代理)

承認いたします。続いて、お願いします。

(臼井社会教育課長)

令和 5 年度の「社会人権教育啓発推進計画（案）」についてです。  
机に配置している別冊にて、人権担当の山下よりご説明をします。

◀ 人権担当の山下より別冊にて説明 ▶

駆け足の説明でしたが、年間計画案として人権教育審議会規則第 3 条により「人権教育審議会」への諮問に付してよろしいか、ご審議をお願いします。

(青木政広職務代理)

ご質問、ご意見ありますか。今の説明のとおりで承認でよろしいですか。

(教育委員)

承認をお願いします。

(青木政広職務代理)

承認いたします。続いて、お願いします。

(臼井社会教育課長)

令和5年度の「社会教育計画書(案)」についてです。

事前に送付していた分にさらに修正がありましたので、申し訳ございませんが机に配置している別冊分で説明させていただきます。

新旧対称表と計画書を比較しながら、ご説明をいたします。赤色のところが修正点です。主要な部分のみ説明します。

《 別冊にて説明 》

以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

(青木政広職務代理)

こちらは、委員さん方には事前資料でも見ていただいていた分です。

ご質問、ご意見ありますか。承認でよろしいですか。

(舍川委員)

2ページ目の基本方針(2)で、青少年問題協議会とPTA等の連携が書いてありますが、各学校でPTAの在り方が変わってきていると思います。今年度はまだはっきりしないと思いますが、ちょうど改革期で、今後変わってくるのかと感じています。

(臼井社会教育課長)

今度、4月30日にPTA総会が開催されますので、各学校で提案等があると思いますが、社会教育課といたしましては、PTAは存続していただきたいと考えています。なんらか形は変わるかもしれませんが、文言等も変わるかもしれませんが、地域の方との連携は必要と思っております。

(青木政広職務代理)

他にご質問、ご意見ありますか。承認でよろしいですか。

(教育委員)

承認をお願いします。

(青木政広職務代理)

承認いたします。続いて、お願いします。

(臼井社会教育課長)

専決処分についての報告です。

①「社会教育委員」の委嘱について。②「粕屋町図書館協議会委員」の委嘱について、二つ一緒に説明します。20ページから23ページです。

社会教育委員及び図書館協議会委員につきまして、学校関係2名の選任変更がございましたので、社会教育委員では21ページの2名の新任、図書館協議会委員では23ページの2名の新任につきまして教

育長の専決処分にて委嘱を実施いたしましたので、ご報告します。

任期につきましては、社会教育委員が5年4月1日から2年間、図書館協議会が、残任期間の5年4月1日から6年4月30日までです。

以上。ご報告です。

(青木政広職務代理)

専決の同意、報告でしたが、承認でよろしいですか。

(教育委員)

承認をお願いします。

(青木政広職務代理)

承認いたします。本日の審議事項は以上です。

## 5. 各課より令和5年度予算説明

- ・学校教育課
- ・社会教育課
- ・給食センター
- ・子ども未来課（幼稚園関係）

## 6. 各課からの連絡事項

(1) 学校教育課

- ※ 5月行事予定

(2) 社会教育課

- \* 5月行事予定
- \* 町内放送5時から6時へ、
- \* ときめき体験応募状況について

(3) 給食センター

- \* 5月行事予定

(4) 子ども未来課

- \* 5月行事

## 7. 次回開催日時

5月29日（月） 14:00～

5月23日 管内教育長会（リモート）

昨年度は、5月31日開催

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 西村 久朝

---

署名委員 青木 政広

---

署名委員 舎川 真理

---

署名委員 長 順子

---

署名委員 青木 知香

---

会議録調整者 堺 哲弘

---